

建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程を指定する告示を次のように定める。

令和6年3月22日

松阪市長 竹上 真人

建築基準法第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程を指定する告示

1 中間検査を行う区域  
松阪市全域

2 中間検査を行う期間  
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模  
<1> 新築（改築を含む。）の建築物で、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第27条第1項第1号、第2号（法別表第1（2）項から（4）項までに係る部分を除く。）又は第3号に該当するもの。

	対 象 用 途	対 象 規 模
(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	・左欄の用途に供する部分が3階以上にあるもの ・客席の床面積の合計が200㎡（屋外観覧席にあっては1,000㎡）以上のもの
(2)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍その他これらに類するもので政令で定めるもの	・左欄の用途に供する部分が3階以上にあるもの
(3)	学校、体育館その他これらに類するもので政令で定めるもの	・左欄の用途に供する部分が3階以上にあるもの
(4)	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	・左欄の用途に供する部分が3階以上にあるもの ・左欄の用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上のもの

(注) 政令で定めるもの

(2) 項の用途に類するもの 児童福祉施設等

- (3) 項の用途に類するもの 博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
- (4) 項の用途に類するもの 公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10㎡以内のものを除く。）

<2> 新築（改築を含む。）の建築物で、一戸建て住宅、長屋、共同住宅、下宿及び寄宿舍の用途に供する部分（居室を有するものに限る）の床面積の合計が50㎡を超えるもの又は一戸建て住宅、長屋、共同住宅、下宿及び寄宿舍の用途に供する部分（居室を有するものに限る）が2階以上の階にあるもの。

#### 4 指定する特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。

なお、特定工程及び特定工程後の工程（以下「後続工程」という。）は、対象建築物の工事の工程に係るものとし、対象建築物が2以上ある場合又は1の建築物の工区を分けた場合は、初めて特定工程に係る工事を行った建築物又は工区の工事（中間検査の対象となる用途・規模の部分を含むものに限る）の工程に係るものとする。

なお、附属建築物（居室を有するものに限る）のみを増改築する場合の特定工程及び特定工程後の工程については、当該附属建築物の工事の工程に係るものとする。

主要な構造		特定工程	後続工程
ア	木造	屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事（枠組壁工法の場合及びプレハブ工法にあっては屋根工事及び耐力壁の工事）	壁の外装工事及び内装工事、その他小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組（枠組壁工法及びプレハブ工法にあっては小屋組及び耐力壁）を覆う工事
イ	鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事
ウ	鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合には主要な構造の部分において初めて工事を施工する階の直上の階の主要構造部である床版の配筋（プレキャストコンクリート版にあっては接合部）工事	特定工程の配筋（プレキャストコンクリート版にあっては接合部）を覆うコンクリートを打設する工事
エ	鉄骨鉄筋コンクリート造	階数が1の場合は屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合には主要な構造の部分において初めて工事を施工する階の直	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打設する工事

		上の階の主要構造部である床版の配筋工事	
--	--	---------------------	--

(注 1) 2 以上の構造を併設している場合は、エキスパンションジョイント等により構造上分離となる場合には、中間検査の対象となる用途及び規模の部分を含む部分の構造を主要な構造とみなす。また、構造上一体となる場合には、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

(注 2) 階数が 3 以上となる木造の建築物で、最上階まで通し柱が施工される等の理由により、建築物全体の構造耐力上主要な軸組工事から屋根工事までの工事工程が連続的に行われる場合以外の場合については、イ欄の規定を準用する。

(注 3) 主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。

## 5 適用の除外

次の各号に掲げる建築物については、この告示の規定は適用しない。

- (1) 法第 7 条の 3 第 1 項第一号に規定する工程を含む建築物
- (2) 法第 68 条の 20 第 1 項に規定する認証型式部材等である建築物
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。）第 6 条第 3 項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける予定の建築物で、法第 7 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する工程に相当する箇所の工事完了時に、品確法第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が検査を行い、同法第 3 条の 2 第 1 項に規定する評価方法基準に適合することが同機関から交付される検査報告書により確認できる建築物
- (4) 平成 14 年国土交通省告示第 411 号に規定する丸太組構法を用いた建築物
- (5) 法第 85 条第 6 項又は第 7 項の許可を受けた建築物（一戸建て住宅、長屋、共同住宅、下宿及び寄宿舎の用途に供する部分（居室を有するものに限る）を有し、階数が 2 以下の建築物に限る。）

附 則（令和 6 年松阪市告示第 83 号）

（施行期日）

1 この告示は令和 6 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降に建築基準法第 6 条第 1 項の規定若しくは同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知を提出する建築物について適用する。

（平成 30 年告示の廃止）

2 平成 30 年松阪市告示第 4 号は、令和 6 年 3 月 31 日限り廃止する。ただし、施行日前に同法第 6 条第 1 項若しくは同法第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請又は法第 18 条第 2 項の規定による計画の通知を行った建築物に対するこの告示の適用については、なお従前の例による。